平成２２年（フ）第９２８号
広島市安佐南区大町東１丁目９番６―202号
債務者　浜岡やよい（旧姓石澤・光成・和知）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４０号
広島市安佐北区真亀３丁目19番28号
債務者　三國　文雄
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４１号
広島市安佐北区真亀３丁目19番28号
債務者　三國　恵美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６８号
広島市安芸区矢野西５丁目14番10号
債務者　山田　祐太
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７３号
広島市南区翠２丁目10番17―204号
債務者　中嶋　幸康
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７８号
広島市西区福島町２丁目18番１―305号
債務者　中川　政幸
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２号
広島県三原市幸崎町能地3185番地
債務者　矢田　順也
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
広島県尾道市向島町5116番地１　半田コーポＤ―２
債務者　木曽　美恵
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
愛媛県松山市宮西２丁目７番３号　宮西マンション301号
債務者　竹内　安子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２８５号
愛媛県松山市余戸南３丁目９番36号　ルネス余戸605号
債務者　長山　雅樹
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２９１号
愛媛県松山市萱町４丁目６番地８
債務者　柳川眞由美こと　柳　眞由美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３２２号
愛媛県松山市姫原３丁目６番40号　ネオハイツ姫原406号
債務者　藤山　真二
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３２３号
愛媛県松山市西垣生町572　フェア・フィルドビル402号　岩永方、住民票上の住所愛媛県松山市余戸南５丁目９番19号
債務者　栗原　頼亮
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３２７号
愛媛県松山市余戸東４丁目11番22号　ベルメゾン玉井201号
債務者　加藤あゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３２９号
愛媛県松山市古川南３丁目23番23号
債務者　高本　美香
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３３５号
愛媛県松山市保免中３丁目４番16号　スカイピア保免406号
債務者　高野　正則
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２５９号
愛媛県新居浜市中村松木１丁目10番46号
債務者　井上　雅訓
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２６０号
愛媛県新居浜市中村松木１丁目10番46号
債務者　井上早百合
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所西条支部